

平成26年度研究調査助成募集要項

公益財団法人 日本証券奨学財団

平成26年度研究調査助成募集要項

平成26年4月10日
公益財団法人日本証券奨学財団

1. 趣旨

この助成金は、学術の研究に従事している者に対し、その研究調査を奨励し、学術の振興を図り、もって社会の発展と福祉に寄与することを目的として給付する。

2. 助成対象

(1) 助成対象者

助成の対象となる者は、以下のとおりとする。

- ① 大学において学術の研究調査に従事している55歳以下の個人又はこれらの方々を代表者とするグループを対象とする。

なお、グループは複数の研究機関にまたがってもよい。また、代表者又はこれに準ずる者の年齢は55歳超であってもよい。大学院学生は、博士課程又は博士後期課程に限り共同研究者になることができる。

- ② 証券会社及び金融機関等のグループ並びに民間研究機関の研究者を対象とする。

(2) 助成対象分野

助成の対象となる分野は、証券金融経済分野を対象とする。

(注) 証券金融経済分野とは、証券、金融、財務・会計、企業・経営、法律、経済の各分野とする。

(3) 選定対象期間

当年度(10月～翌年9月)の研究調査に係る事案とする。

ただし、多年度に及ぶものも対象とする。(この場合には、1年経過毎に中間報告書の提出を条件とする。)

(4) その他

申請者の所属機関によるオーバーヘッドコスト(管理経費等)は、助成の対象外とする。

3. 助成金の額等

助成金の総額は、1,000万円とし、研究調査1件当たり100万円程度とする。

4. 申請の手続

(1) 申請の書類

助成金の申請に係る提出書類は、以下の本財団の所定申請書類(紙文書)2部(正本・副本)とする。ただし、副本は、CD等の電子媒介メディア

に記録した電子文書とする。

(提出に係る所定申請書類)

- ①「研究調査助成申請書」 1部
- ②「研究調査助成候補者推薦書Ⅰ」(所属機関の長) 1部
- ③「研究調査助成候補者推薦書Ⅱ」(同一分野の研究者) 1部

(注) 1. グループ研究においてそのグループの構成が複数の研究機関にまたがる場合の推薦者は、代表研究者が所属する機関の長とする。

2. 申請書類は、本財団ホームページの電子ファイル版を使用することができる。ただし、これらの電子ファイルから申請書類を作成する場合、ページ構成、記入項目等、すべて原本どおりに作成する。

3. 提出された書類等は、一切返却しない。

(2) 申込の期間

平成26年4月14日(月)から6月30日(月)(必着)までとする。

5. 助成金給付の決定及び通知

(1) 助成金給付の選定・決定

助成金給付の選定審査は、研究調査助成選定委員会において行い、その選定結果を踏まえ理事会が決定する。

なお、申請書の選定審査にあたり、同委員会において必要と認めた場合は、研究調査の実施計画等について説明を求めることがある。

(2) 助成金給付決定の通知

理事長は、理事会の決定結果を受け、8月上旬頃書面により申請者に通知する。

〔研究調査助成選定委員会委員〕

- | | | | |
|--------|-------|----------------------|----------|
| (委員長) | 佐賀 卓雄 | (公財)日本証券経済研究所 | 理事兼主任研究員 |
| (副委員長) | 田中 素香 | 中央大学経済学部 | 教授 |
| (委員) | 神作 裕之 | 東京大学大学院法学政治学研究科 | 教授 |
| | 北川 哲雄 | 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 | 教授 |
| | 忽那 憲治 | 神戸大学大学院経営学研究科 | 教授 |
| | 須藤 時仁 | 獨協大学経済学部 | 教授 |
| | 渡部 亮 | 法政大学経済学部 | 教授 |

6. 助成金給付の時期

助成金は、決定通知後1か月以内に本財団所定の誓約書の提出を受けた後に、助成金受給者に給付する。

7. 助成金受給者の義務

- (1) 助成金受給者は、研究調査の成果の発表に際して、「公益財団法人日本証券奨学財団 (The Japan Securities Scholarship Foundation) の助成を受けた。」旨を明記しなければならない。
- (2) 助成金受給者は、研究調査終了後1か月以内に研究調査の結果並びに支出の各概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。なお、報告されない場合、本財団は、推薦者(申請時の所属機関の長等)に対しその旨を連絡する。
- (3) 助成金受給者のうち、研究調査期間が受給後1年以上にわたる者は、1年経過するごとに、その1か月以内に研究調査の経過の概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。
- (4) 助成金受給者は、やむを得ず研究期間及び助成金の使途を変更する場合は、本財団所定の書式により届け出たうえ、あらかじめ承認を受けなければならない。
- (5) 助成金受給者は、所期の成果を収めることが困難となったとき、又は研究調査の継続が困難となったときは、本財団所定の書式により速やかに報告しなければならない。

8. 助成金により購入した文献、器具等

助成金により購入した文献、器具等は、原則として研究終了後は当該受給者の所属する機関へ寄付するものとする。

以上

個人情報の取扱いについて

申請書類に記載された個人情報は、本財団の研究調査助成データベースに登録され、研究調査助成選定委員会での審査及び選定結果の通知に限定して利用されます。

また、選定された研究内容及びその成果は、本財団のホームページ等で公開されます。

公益財団法人 日本証券奨学財団

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番13号
第三証券会館ビルディング 6階
電 話 (03) 3664-7113
F A X (03) 3662-1607
URL <http://www.jssf.or.jp>
E-mail : ac.res.grants@jssf.or.jp